

水銀排出施設一覧（規則別表第3の3）

No	施設の種類	施設の規模・要件
1	小型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万L未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	一次 施設	銅又は工業金
4	一次 施設	鉛又は亜鉛
5	二次 施設	銅、鉛又は亜鉛
6	二次 施設	工業金
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの
8	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物焼却炉、 産業廃棄物焼却炉、下 水汚泥焼却炉）	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）、若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2、第12号若しくは第13号の2に掲げる施設であって、火格子面積が2㎡以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

（備考）

1. 「一次精錬」とは、硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するもの
2. 「二次精錬」とは、一次精錬以外のもの
3. 令別表第1に掲げる施設は、「1.ばい煙発生施設、ばい煙特定施設」の「ばい煙発生施設一覧(大気汚染防止法)」を確認してください。